

北海道告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第4項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり準都市計画区域を変更し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 準都市計画区域の名称 倶知安準都市計画区域
- 2 新たに準都市計画区域に含まれる土地の区域
  - (1) 虻田郡倶知安町字峠下 33 番、34 番、43 番の一部、44 番から 59 番まで、62 番から 75 番まで、77 番から 87 番まで、89 番から 101 番まで、105 番、106 番、107 番の一部、108 番から 111 番まで、113 番から 138 番まで、140 番、141 番、144 番、147 番、150 番から 153 番まで、155 番、159 番から 161 番まで、163 番から 171 番まで、173 番から 177 番まで、180 番、181 番、183 番から 188 番まで、190 番、193 番から 206 番まで、207 番の一部、208 番の一部、209 番の一部、210 番、211 番、213 番から 218 番まで、224 番の一部、225 番、226 番、228 番の一部、236 番、237 番、240 番から 244 番まで、247 番、248 番、252 番の一部、1170 番、2392 番及び 2394 番並びにこれらの区域に隣接する倶登山川の河川敷地の一部
  - (2) 虻田郡倶知安町字琴平の倶登山川の河川敷地の一部
  - (3) 虻田郡倶知安町字花園 14 番から 30 番、33 番の一部、36 番の一部、43 番、49 番、51 番、54 番、58 番、60 番、62 番、67 番の一部、68 番の一部、69 番の一部、70 番から 74 番まで、76 番、78 番から 80 番まで、88 番、93 番、94 番の一部、95 番、96 番、98 番の一部、99 番の一部、100 番の一部、101 番から 104 番まで、106 番の一部、107 番の一部、108 番から 110 番まで、112 番及び 114 番から 116 番まで
  - (4) 虻田郡倶知安町字旭 79 番の一部、131 番、132 番、138 番、139 番の一部、140 番から 143 番まで、145 番、154 番から 157 番まで、160 番から 162 番まで、163 番、164 番の一部、201 番から 203 番まで、205 番、207 番、209 番から 211 番まで、214 番から 216 番まで、218 番、237 番の一部、282 番、286 番から 290 番まで、292 番、294 番、296 番から 300 番まで、302 番、333 番から 338 番まで、341 番、343 番、344 番、346 番、374 番、377 番から 380 番まで、382 番、383 番、395 番、398 番、425 番から 434 番まで、436 番、437 番、440 番から 442 番まで及び 444 番
  - (5) 虻田郡倶知安町字岩尾別 355 番の一部、359 番の一部、369 番の一部、382 番、384 番及び 390 番
  - (6) 虻田郡倶知安町字山田 150 番の一部
  - (7) 虻田郡倶知安町南 10 条東 2 丁目の尻別川河川敷地の一部
  - (8) 虻田郡倶知安町字高砂の全域、字比羅夫の全域及び尻別川河川敷地の一部
  - (9) 虻田郡倶知安町字高嶺 4 番
  - (10) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 4 丁目 195 番の一部及び 226 番の一部

(11) 虻田郡倶知安町字樺山 260 番の一部

(12) (1)から(11)に掲げる区域に介在する国有地、道有地及び町有地の全部並びにこれらの区域の地先公有水面

3 準都市計画区域から除かれる土地の区域

(1) 虻田郡倶知安町字山田 50 番の一部及び 150 番の一部

(2) 虻田郡倶知安町字花園 40 番の一部

(3) 虻田郡倶知安町字岩尾別 369 番の一部及び 370 番の一部

(北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く準都市計画区域図のとおり)